

役員報酬等の支給に関する規程の改正及び支給の総額について(案)

1. 役員報酬等の支給に関する規程を以下のとおり改正する。
2. 役員全員への支給の総額は、理事会で承認を得た予算案「役員報酬」の総額（令和2年、8,206千円）以内とする。

公益社団法人競走馬育成協会 役員報酬等の支給に関する規程 新旧対照表

改正後	現 行
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規程は、公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）定款第29条の規定に基づき、<u>常勤役員及び非常勤役員</u>（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規程は、公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）定款第29条の規定に基づき、<u>常勤役員</u>（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2条 <u>常勤役員</u>の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>非常勤役員</u>には、理事会への出席等の職務を執行した報酬として、1日当たり税抜き3,000円を支給する。</p> <p>3 前項に定める報酬のほか、<u>役員等</u>に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。</p>	<p>第2条 役員報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。</p> <p>2 前項に定める報酬のほか、役員に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。</p>
(報酬の支給方法)	(報酬の支給方法)
<p>第3条 <u>役員等</u>に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。</p> <p>2 <u>常勤役員</u>に対する報酬の支給日は、(略)</p>	<p>第3条 役員に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。</p> <p>2 役員に対する報酬の支給日は、(略)</p>
(常勤役員の報酬の計算)	(役員報酬の計算)
<p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>常勤役員</u>が死亡したときは、(略)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 役員が死亡したときは、(略)</p>
(慰労金)	(慰労金)
<p>第5条 <u>常勤役員</u>が退任した場合は、(略)</p>	<p>第5条 役員が退任した場合は、(略)</p>